

議案第66号

損害賠償の額の決定について

リース契約の変更について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

1 損害賠償の額 1,908万6,170円

2 損害賠償の相手方 香川県高松市中野町29番2号

N E C キャピタルソリューション株式会社 四国支店

四国支店長 桑原誠

3 事件の概要

令和4年7月15日付でリース契約を締結した戸籍システムについて、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、当該戸籍システムの一部が不要となることから、令和7年10月31日付で当該リース契約の変更契約を締結したことにより、相手方に損害を生じさせた。

提案理由

戸籍システムのリース契約の変更に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) (省略)

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)、(15) (省略)

2 (省略)